

(様式第2号)

会 議 録

令和5年10月30日作成

会 議 の 名 称	令和5年度第1回 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年10月27日(金) 10時30分～11時30分		
会 議 の 開 催 場 所	役場地階 第四会議室		
公 開 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・一部不可・不可	傍聴者数 1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	有澤会長、西崎委員、湊本委員、小西委員、福島委員	
	事 務 局	北河部長、吉川次長、馬場田課長、三浦主査、鎌瀬	
会 議 の 議 題	1. 島本町情報公開制度の趣旨と解説の改訂について		
決 定 事 項 等	-		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	・【資料1】改正内容対照表 ・【資料2】制度の趣旨と解説 ・【参考資料】 島本町情報公開条例 島本町情報公開条例施行規則 島本町情報公開・個人情報保護審査会条例 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例 島本町情報公開判定審査会設置要綱 審議会等の会議の公開に関する指針		

令和5年度第1回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和5年10月27日（金）10時30分～11時30分
場 所 役場地階 第四会議室
出席委員 有澤会長、西崎職務代理者、湊本委員、小西委員、福島委員
欠席委員 東田委員、濱口委員
事務局 北河部長、吉川次長、馬場田課長、三浦主査、鎌瀬

会長あいさつ、出席委員数及び会議の成立確認

案 件

1. 島本町情報公開制度の趣旨と解説の改訂について

～事務局説明～

委 員：今後情報公開判定審査会には意見は聞かないような改正になると思うが、昨年度の情報公開請求114件のうち、公開45件、一部公開68件、非公開0件、不存在1件、審査請求0件となっている。ここ10年ほど判定審査会は開催されていないとのことだが、審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会はどのくらい開催しているのか。

事務局：令和3年に1回開催している。

委 員：その前は。

委 員：令和元年、2年度は開催していない。

委 員：令和に入ってから1度しか開催していないとのこと、制度自体がかなり成熟してきて、公開して良いもの、公開できないものの判断が精査されていると思う。

委 員：情報公開を利用されている人数は何人ほどいるのか。延べではなく請求者の実際の人数を教えて欲しい。

事務局：おおよそとなるが、ここ5年は年間20人前後となっている。

委 員：判定審査会というのは、条例や規則で位置づけされているのか。

事務局：条例や規則には特に規定されておらず、要綱のみでの設置となっている。

委 員：判定審査会が廃止されても、原課で判断に困った時には、事務局の方で相談に乗るという考えで良いか。

事務局：判定審査会については、設置要綱の中で委員12名で組織するとなっている。しかしながら、判定審査会を開かなければいけない案件はセンシティブな内容を扱うケースが多いと認識している。

また、知見の少ない課長が集まって実際どこまで深い議論ができるのかという課題がある。かつ、現在は情報公開担当課である政策企画課において、データベースで情報公開の判例等を見ることができ、所管課と政策企画課とで調整して公開非公開について判断している。今回、判定審査会を廃止して現在の運用に合わせたかたちでの改正を行いたいと考えている。

委員：13条に利用者の責務とあるが、原課のほうから相談等あったりするのかな。

事務局：近年は、担当課から相談等もなく正しく運用されているものと考ええる。

委員：情報公開制度については条例を制定してからだいぶ経ち、成熟してきていると感じる。また、条例や規則での位置づけもないのであれば、判定審査会は廃止しても良いのではないかと考える。

会長：判定審査会については、12人も集まってセンシティブな情報を扱うのは好ましくないと思う。所管課と情報公開担当課との話し合いで良いと思う。

何か意見等あるか。

委員：問題ないと思う。

委員：情報公開請求について、最終的に町長名で公開非公開の決定通知を出すのか。それまでに稟議を上げると思うが、その際には総合政策部、所管課、町長、副町長まで見ることとなるのか。

事務局：情報公開の決定通知は、各実施機関の長名で出すこととなっている。例えば、教育委員会が請求を受け付けた場合には教育長名で送付することとなる。その際の決裁の方法としては、所管課の部長決裁、政策企画課及び総合政策部長まで合議の後、所管課から通知するということとなる。

委員：では、所管課と情報公開担当課が並列というかたちでの決裁ということか。

事務局：あくまでも処分自体は情報公開請求のあった実施機関となる。

委員：52、53ページで電磁的記録は他にもあるかと思う。「電磁的記録の内容に非公開情報があり、この非公開情報を実施機関の所持する機器や技術で容易に分離することができない場合は、全部非公開とする。」としてはどうか。

事務局：委員ご指摘の通り、文言については録音テープ・ビデオテープに限定しないほうが良いかと思うので、そのように修正する。

委員：54ページについて、「ただし・・・」以下が抹消されているが、音声や映像に非公開部分がある場合はどうするのか。

事務局：非公開部分の記述が漏れていたため、解説部分に記載した内容の

運用を記載したいと思う。

委員：最終的な公開非公開の決定にあたって、法務部署のチェックは入るのか。他の自治体をみていると運用がそれぞれ違うが、情報公開の決定にあたって、法務部署が絡んでいるところはおかしな内容での審査請求はあまりないように感じる。法務の専門部署に確認してもらった方が良いのではないか。

事務局：本町の法務担当は総務・債権管理課となっているが、情報公開の公開非公開を判断するにあたって、総務・債権管理課が関与するという仕組みにはなっていない。先ほどお伝えしたとおり、政策企画課において過去の判例を確認しながら公開非公開について検討するというかたちをとっていることから、情報公開に関しては政策企画課が法制執務的な役割を担っていると認識している。

委員：今後、他の法律や条例に変更があり、この趣旨と解説で軽微な改正が必要であった場合、その都度審議会に諮るのか。

事務局：今回解説本については、冊子として作成するのではなくファイル形式で差替え可能なかたちでの作成を考えている。併せて、軽微な修正等は事務局で修正し、修正後審議会の委員のみなさまにご報告というかたちにしたいと考える。

委員：その方が良いと思う。

会長：他になにかあるか。

委員：特になし。

会長：その他、ご意見等なければ審議会を終了する。